

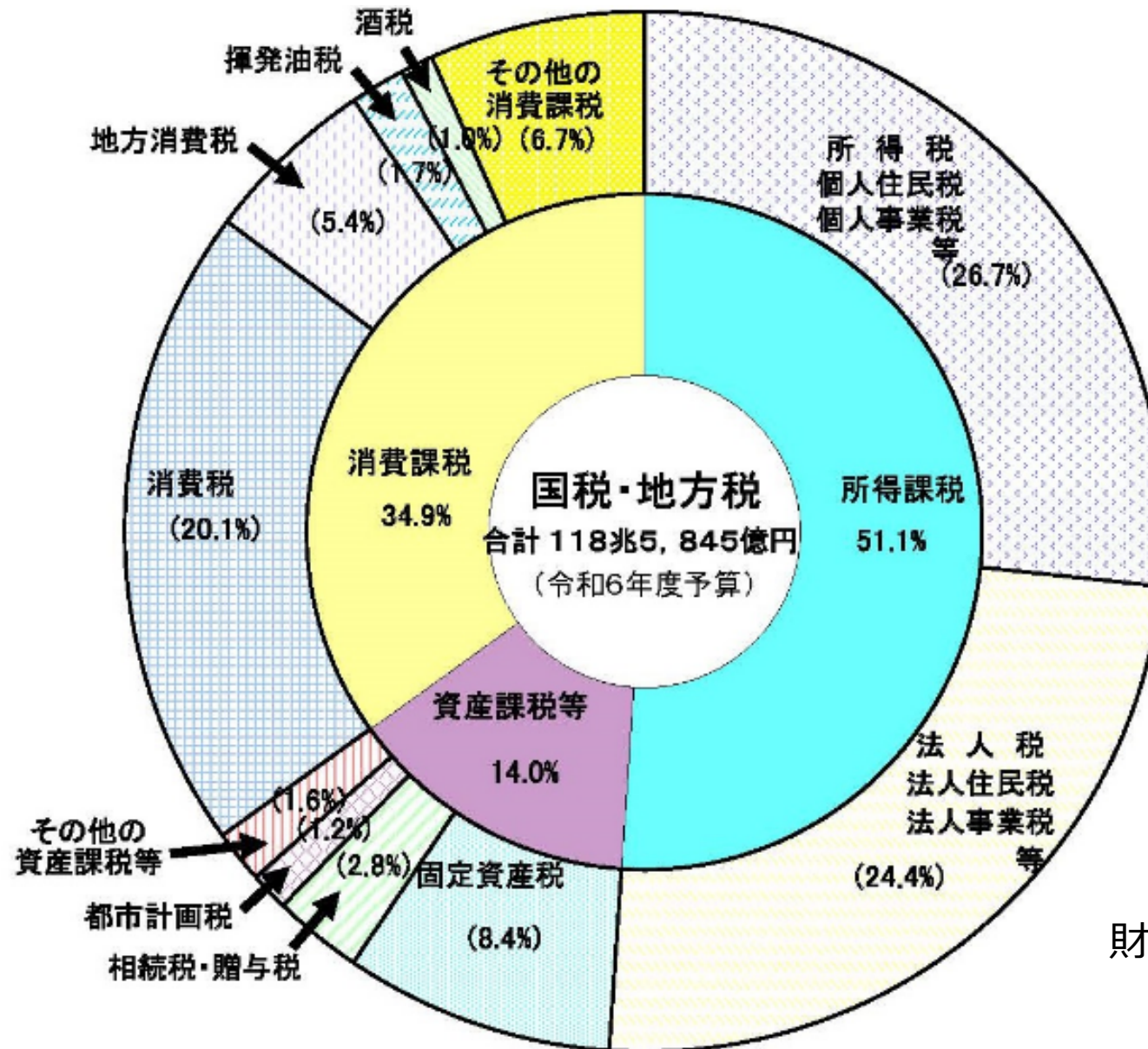
# 後見関連制度・法律IV 税務申告

一般社団法人地域後見推進センター 監事  
税理士 小野寺 信哉  
(税理士法人 昴星)

# 国税・地方税の税目・内訳

	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	所得税 法人税 地方法人税 特別法人事業税 復興特別所得税など	住民税 事業税など	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税など	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税（環境性能割・種別割） 軽自動車税（環境性能割・種別割） 鉱区税 狩猟税 鉱産税 入湯税など
資産課税	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税など	不動産取得税 固定資産税 特別土地保有税 法定外普通税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税など			

# 国税・地方税の税目・内訳



財務省HPより

# 申告納税制度と賦課課税制度

税務 → 租税に関する事務（税金に関する申告、納付等）

- ・ 申告期限内の税務申告
- ・ 納付期限内の納税
- ・ 各種税金に関する確認、申請、届出

申告納税制度・・・納税者の一人一人が、自ら所得等の申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付する。

賦課課税制度・・・行政機関の処分により税額を確定する。

	国税	地方税	
		道府県	市町村
申告納税方式	所得税 法人税 消費税 相続税 贈与税など	道府県民税（法人） 事業税 地方消費税など	市町村民税（法人） 事業所税など
賦課課税方式	加算税など	道府県民税（個人） 事業税（個人） 不動産取得税 自動車税 固定資産税など	市町村民税（個人） 軽自動車税 都市計画税など

# 成年後見人と税務

## 成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。（民法858条）

## 受任者の注意義務

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。（民法644条）

第644条の規定は、後見について準用する。（民法869条）

## 不法行為による損害賠償

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。（民法709条）

被後見人の税務を代理することは成年後見人の重要な職務である。

# 税理士法との関係

## 税理士法（抜粋）

### 第2条（税理士の業務）

税理士は、他人の求めに応じ、租税に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 1 税務代理
- 2 税務書類の作成
- 3 税務相談

### 第52条（税理士業務の制限）

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

成年後見人は包括的代理権を有する法定代理人に当たり、この代理権に基づき成年被後見人に代わって法律行為を行う。

成年後見人による税務の代理は、業として行わない限り税理士法に違反するものではない。

# 成年後見人の代理申告手続

## 納税地（申告書の提出先）

原則 住民票に記載されている住所地

特例 (1)国内に住所のほかに居所がある人は、住所地に代えて居所地を納税地とすることができる。

(2)国内に住所又は居所のいずれかがある人が、その住所又は居所の他に事業所などがある場合には、住所地等に代えてその事業所などの所在地を納税地にすることができる。

※納税地の特例を受けたい旨の届出書の提出が必要

## 納税管理人の届出

申告書、納税通知書等の税務に関する書類は、本人の住所地に送付される。

税務署及び都道府県市区町村に対し、**納税管理人の届出を行うことが有効**である。

税務署受付印		1 0 7 0	
所得税・消費税の納税管理人の選任・解任届出書		1 0 8 0	
納税地	住所地・居所地・事業所等（該当するものを○で囲んでください。） 〒 _____ (TEL. _____)		
税務署長	上記以外の住所・事業所等		
_____年 _____月 _____日提出	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 〒 _____ (TEL. _____)		
フリガナ	氏名	生年月日	年 月 日生
氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日生
個人番号	フリガナ	生年月日	年 月 日生
職業	フリガナ	生年月日	年 月 日生
職業	フリガナ	生年月日	年 月 日生

所得税・資産の譲渡等に係る消費税の納税管理人として、次の者を選任・解任したので届けます。

1 届出の区分（該当する区分を○で囲んでください。） 選任 ・ 解任

2 選任・解任した納税管理人  
〒 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
(居 所) \_\_\_\_\_ 年 月 日生 \_\_\_\_\_



# 成年後見人の代理申告手続

## 国税通則法（抜粋）

### 第124条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載）

国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類（以下この条において「税務書類」という。）を提出する者は、当該税務書類にその氏名、住所又は居所及び番号を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは**代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。）**によって当該税務書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該税務書類を提出するときは、その代表者、納税管理人若しくは**代理人の氏名及び住所又は居所をあわせて記載**しなければならない。

記載事項について

氏名	成年被後見人及び成年後見人の両方の氏名を記載 <b>例）国税一郎 成年後見人 税務幸子</b>
住所	成年被後見人及び成年後見人の両方の住所を記載
個人番号（マイナンバー）	成年被後見人の個人番号のみを記載

代理権の証明 申告書に成年後見登記の登記事項証明書の写しを添付する。

## 振替納税（税金の口座振替納付）

振替口座名は申告書記載の氏名「**国税一郎 成年後見人 税務幸子**」と同一でなければならない。本人が既に振替納税を使っている場合には、口座名変更の手続を行う。

※本人が何らかの事情で納税できないときは、成年後見人が立て替える必要はなく滞納に関する手続を行う。



# 所得税の確定申告

## 所得の種類

所得の種類		所得金額の計算方法	
1	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額 = 利子所得の金額
2	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子 = 配当所得の金額
3	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
4	事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
5	給与所得	サラリーマンの給料など	収入金額 - 給与所得控除額または特定支出控除額 = 給与所得の金額
6	退職所得	退職金、一時恩給など	$(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2 = 退職所得の金額$
7	山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額
8	譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額 - 資産の取得金額などの経費 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額
9	一時所得	保険の満期金や懸賞に当たった場合などに生じる所得	収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 一時所得の金額
10	雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得	次の①と②の合計額 ①公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額 ②①を除く雑所得の収入金額 - 必要経費

# 所得税の確定申告

## ① 公的年金

公的年金については、「雑所得」として課税の対象となっており、一定金額以上を受給するときには所得税及び復興特別所得税が源泉徴収されるので、確定申告を行い税金の過不足を精算する必要がある。（障害年金や遺族年金は非課税。）

※「**公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**」を予め提出することで源泉徴収がされるため、確定申告が不要になることが多い。

【65歳未満の人】	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
↓ 公的年金等の収入金額	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
130万円超410万円以下	収入金額 × 75% - 275,000円	収入金額 × 75% - 175,000円	収入金額 × 75% - 75,000円
410万円超770万円以下	収入金額 × 85% - 685,000円	収入金額 × 85% - 585,000円	収入金額 × 85% - 485,000円
770万円超1,000万円以下	収入金額 × 95% - 1,455,000円	収入金額 × 95% - 1,355,000円	収入金額 × 95% - 1,255,000円
1,000万円超	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

【65歳以上の人】	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
↓ 公的年金等の収入金額	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
330万円超410万円以下	収入金額 × 75% - 275,000円	収入金額 × 75% - 175,000円	収入金額 × 75% - 75,000円
410万円超770万円以下	収入金額 × 85% - 685,000円	収入金額 × 85% - 585,000円	収入金額 × 85% - 485,000円
770万円超1,000万円以下	収入金額 × 95% - 1,455,000円	収入金額 × 95% - 1,355,000円	収入金額 × 95% - 1,255,000円
1,000万円超	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

# 所得税の確定申告

## 年金受給者の確定申告不要制度

年金受給者の申告手続負担を減らすため、公的年金等による収入が**400万円以下**で一定の要件を満たす場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告を行う必要がない。

## 確定申告不要制度の対象者

(下記の1、2のいずれにも該当する者)

- 1 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる。
- 2 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下。

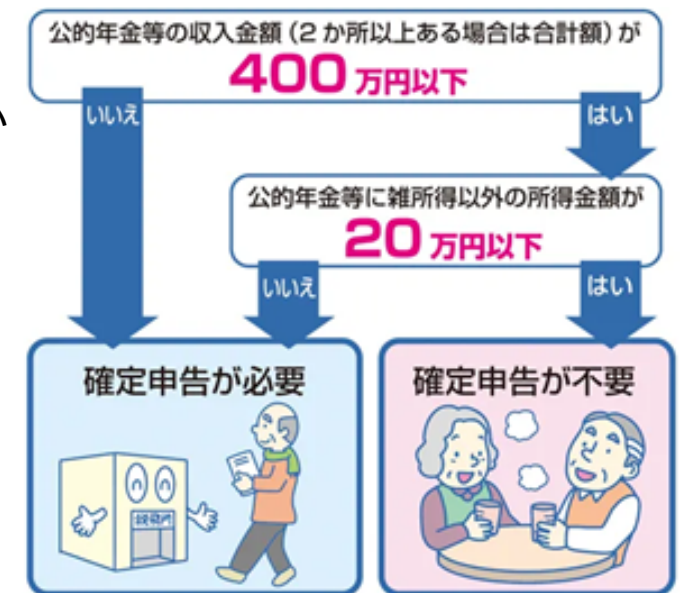
## 所得税の確定申告が必要なケース

- ・ 確定申告不要制度の対象とならない場合
- ・ 社会保険料控除、障害者控除、医療費控除などにより所得税の還付を受ける場合

## 住民税の申告

所得税の確定申告が不要な場合であっても、以下に該当する者は住民税の申告が必要な場合がある。

- ・ 公的年金等に係る雑所得のみがある者が、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合
- ・ 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合



# 所得税の確定申告

## ②不動産所得

成年被後見人にマンションやアパートなどの不動産賃料収入があり、不動産経費等を差引いた不動産所得がある場合には確定申告を行う。

### 不動産所得の計算

$$\text{不動産所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

### 総収入金額

貸付けによる賃貸料収入のほかに、次のようなものも含まれる。

- イ 名義書換料、承諾料、更新料又は頭金などの名目で受領するもの
- ロ 敷金や保証金などのうち、返還を要しないもの
- ハ 共益費などの名目で受け取る電気代、水道代や掃除代など

### 必要経費

不動産収入を得るために直接必要な費用であり、主なものとして次に掲げるものがある。

- イ 固定資産税
- ロ 損害保険料
- ハ 減価償却費
- ニ 修繕費



# 所得税の確定申告

不動産管理料（入金管理や共用部分の保全業務に対する報酬）について

## 1. 不動産管理会社に依頼している場合

不動産管理会社へ支払っている管理手数料は全額が必要経費になる。

## 2. 家族に依頼している場合

成年被後見人になる前から家族に不動産管理を手伝ってもらい専従者給与として給料を支払っていた場合、従前より支払っていた金額の範囲内であれば変わらずに経費にすることができると考えられる。

従前の給与額が業務内容に比して明らかに高額である場合などはその給与額を漫然と支払い続けることは税務上も相当でなく、妥当な額に近づけるべく家族と協議を行う必要がある。（専従者給与の額が適正であるかの判断は困難であると想定されるため、まずは家裁に相談すること。）

※白色申告の場合には、一定額の事業専従者控除がある。

## 3. 成年後見人が後見業務の一環として不動産管理をする場合

後見報酬は後見業務全体をみて決定されるものであり、不動産収入に対する経費とすることはできない。

# 所得税の確定申告

## ③譲渡所得

成年被後見人が不動産等を売却し、一定の所得が発生した場合には、譲渡した日の属する年の確定申告の際に譲渡所得の申告を行う。

譲渡所得の計算

$$\text{譲渡所得の金額} = \text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

収入金額

不動産等を売却したことによって買主から受け取る金銭の額

特別控除額（例）

- イ 公共事業などのために土地や建物を売った場合・・・ 5,000万円
- ロ マイホーム（居住用財産）を売った場合・・・ 3,000万円

**成年後見人が成年被後見人の所有する居住用不動産を売却するに当たり支払った家庭裁判所への居住用不動産処分許可申立手続に係る費用の税務上の取扱い**

（国税局HP文書回答事例より）

- Q：成年後見人が上記の売却許可申立を行うに当たり、当該申立の手続に要した費用がある場合、当該費用は、当該居住用不動産に係る譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用に該当すると解して差し支えないでしょうか？
- A：本件許可申立は、本件不動産を売却するために必要不可欠なものであったといえることから、本件許可申立の費用は、譲渡のために直接要した費用として本件不動産の譲渡費用に該当すると解して差し支えないものと考えます。



# 所得税の確定申告

## 所得控除

所得控除とは、一定の要件にあてはまる場合に所得の合計金額から一定の金額を差し引く制度のこと。税額計算の際に、各納税者の個人的事情を反映するための仕組みで、一定の要件を満たす必要がある。

$$\text{所得税（納付税額）} = (\text{所得} - \text{所得控除}) \times \text{税率}$$

## 医療費控除

その年の1月1日から12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えると、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができる。（未払いの医療費は、現実に支払った年の医療費控除の対象となる。）

控除の対象となる金額

実際に支払った医療費の合計額 - (1)の金額 - (2)の金額 ※最高200万円

(1)保険金などで補てんされる金額

(例)生命保険契約などで支給される入院費給付金など

(2)10万円

(注)その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

## 医療費控除を受けるための手続

医療費の領収書から「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付する。

医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができる。

# 所得税の確定申告

## 障害者控除

納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができる。

障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族を有する場合においても適用される。（扶養控除は対象外でも障害者控除は受けられる。）

## 障害者控除の金額

区分	控除額
障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者※	75万円

※同居特別障害者：特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で、納税者自身、配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている人

- 例)
- ・長男Aは、父親B（特別障害者）および母親Cと別居している。
  - ・父親Bと母親Cは同居している。
  - ・父親Bと母親Cは長男Aの扶養親族になっている（生計を一にしている）。
- 長男Aは75万円の同居特別障害者控除を受けることができる。

# 所得税の確定申告

## 成年被後見人の特別障害者控除の適用について（国税局HP文書回答事例より）

- Q：成年被後見人は、所得税法上、特別障害者として障害者控除の適用があると解してよろしいでしょうか？
- A：所得税法上、「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」は特別障害者とされ、居住者又は控除対象配偶者若しくは扶養親族が特別障害者である場合には、40万円の障害者控除が認められています。

この「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」について、所得税法に特段の定義はなく、民法第7条に定める「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」と同一の用語を用いていることから、家庭裁判所が、鑑定人による医学上の専門的知識を用いた鑑定結果に基づき、「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」として後見開始の審判をした場合には、所得税法上も、成年被後見人は「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」に該当し、**障害者控除の対象となる特別障害者に該当する**と考えられます。

この点、現行の所得税法の規定が、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、「民法の一部を改正する法律」による民法の改正に併せて改正されていることから、民法に定める「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」は、所得税法に定める「精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」に該当すると考えられます。

※被保佐人・被補助人については、それぞれの状況に応じて障害者控除の適用を検討する必要がある。

# 所得税の確定申告

## 障害者控除の対象となる人の範囲（所得税法上の障害者）

- 〈イ〉 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（特別障害者となる。）
- 〈ロ〉 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された人（重度の知的障害者と判定された人は特別障害者となる。）
- 〈ハ〉 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害等級が1級と記載されている人は特別障害者となる。）
- 〈ニ〉 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人（障害の程度が1級又は2級と記載されている人は特別障害者となる。）
- 〈ホ〉 戦傷病者手帳の交付を受けている人（障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3項症までの人は特別障害者となります。）
- 〈ヘ〉 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人（特別障害者となる。）
- 〈ト〉 いつも就床していて、複雑な介護を受けなければならない人（特別障害者となる。）
- 〈チ〉 精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が〈イ〉、〈ロ〉又は〈ニ〉に掲げる方に準ずるものとして市町村長、特別区の区長や福祉事務所長の認定を受けている人（〈イ〉、〈ロ〉又は〈ニ〉に掲げる人のうち特別障害者となる方に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人は特別障害者となる。）

# 所得税の確定申告

## 市町村長等の障害者認定と介護保険法の要介護認定について

障害者控除の対象となる人の範囲において、介護保険法の介護認定を受けた人については規定されていない。

→介護保険法の要介護認定を受けただけでは障害者控除の対象とはならないが、**市町村長等の障害者認定を受けることで対象となる**ことができる。

### 障害者控除対象者認定書

申請の方法、交付を受けられる人の条件は、市区町村によって異なる。

障害者控除対象者認定書の交付を受けることで住民税課税世帯から住民税非課税世帯となり、介護保険料、介護サービスの利用負担額、高額サービス費の自己負担額、介護保険施設を利用した場合の食費・居住費の負担などが軽減される場合がある。国民健康保険や後期高齢者医療保険でも高額療養費の自己負担額などが軽減される場合もある。

障害者控除対象者認定書

第 \_\_\_\_\_ 号  
平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

(申請者) \_\_\_\_\_ 殿

(〇〇市町村長等)  印

下記の者を、所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条又は第7条の15の11に定める障害者として認定する。

特別障害者

申請者	住所	氏名	性別	男・女
対象者	住所		性別	男・女
	氏名		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
障害理由	障害者	(1) 知的障害者（軽度・中度）に準ず。	(2) 身体障害者（3級～6級）に準ず。	
	特別障害者	(1) 知的障害者（重度）に準ず。	(2) 身体障害者（1級、2級）に準ず。	
		(3) わたきり老人		

注 (1) 申請者は太線でのみ記入。  
(2) 申請者は対象者の障害事由の変更・消滅が生じた場合、すみやかに認定を受けた市町村長等にその旨を報告しなければならない。

# 相続税の申告

## 相続税

個人が被相続人（亡くなった人）から相続や遺贈によって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金。

相続税には基礎控除（3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)）があり、相続財産が基礎控除の金額以下であれば相続税はかからず、相続税の申告も不要。

令和4年分 相続税の申告事績の概要（国税庁）

令和4年中に亡くなられた方（被相続人）の数	1,569,050人
相続税の課税対象となった被相続人の数	150,858人
課税割合	9.6%

## 相続税の税率

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

この速算表で計算した法定相続人ごとの税額を合計したものが相続税の総額になる。



# 相続税の申告

## 申告・納付期限

相続の開始があったことを知った日の翌日から**10か月以内**。

## 相続人に成年後見人が選任されている場合の申告・納付期限

### 1. 相続発生前から選任されている場合

成年後見人が相続の開始があったことを知った日。

ただし、成年被後見人と成年後見人が利益相反になる場合（例えば父が死亡し、相続人である母の成年後見人が、相続人である子である場合など）は、成年後見監督人か、監督人がいない場合は家庭裁判所で選任してもらった特別代理人が知った日。

### 2. 相続発生後に選任された場合

成年後見人が選任された日

## 相続税法基本通達（抜粋）

### 27-4（「相続の開始があったことを知った日」の意義）

～「相続の開始があったことを知った日」とは、自己のために相続の開始があったことを知った日をいうのであるが、次に掲げる者については、次に掲げる日をいうものとして取り扱うものとする。

#### (7)相続開始の事実を知ることのできる弁識能力がない幼児等

法定代理人がその相続の開始のあったことを知った日（相続開始の時に法定代理人がないときは、**後見人の選任された日**）

# 相続税の申告

## 相続人の範囲

順位	相続人	相続人・代襲相続人の範囲等
第一順位	子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子は、実子であるか養子であるか、また「嫡出子」であるか「非嫡出子」であるかを問わない。</li> <li>・子が、相続開始以前に死亡しているときや相続欠格又は廃除により相続権を失っているときは、その者の子・孫等が代襲して相続人となる。</li> <li>・配偶者の連れ子を相続人とするには養子縁組が必要である。</li> </ul>
第二順位	直系尊属	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直系尊属の中に親等の異なる者がいるときは、その親等の近い者が相続人となる（例えば、父母と祖父母がいる場合には、父母が優先して相続人となる。）</li> <li>・実父母と養父母とは同順位で相続人となる。（直系尊属とは父母、祖父母、曾祖父母などであるが、姻族を含まない。）</li> </ul>
第三順位	兄弟姉妹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兄弟姉妹は、親の実子であるか養子であるか、「半血」であるか「全血」であるかを問わない。</li> <li>・兄弟姉妹が相続開始以前に死亡しているときや相続の欠格又は廃除により相続権を失っているときは、その兄弟姉妹の子が代襲して相続人となる。（再代襲はなし。）</li> <li>・親の実子と養子、養子と養子でも同順位で相続人となる。</li> </ul>

## 法定相続分

相続人	法定相続分	留意事項
子と配偶者	配偶者 2分の1 子 2分の1	子が数人いるときは、子の法定相続分を均等にする。
直系尊属と配偶者	配偶者 3分の2 直系尊属 3分の1	同じ親等の直系尊属が数人あるときは、直系尊属の法定相続分を均分する。
兄弟姉妹と配偶者	配偶者 4分の3 兄弟姉妹 4分の1	兄弟姉妹が数人あるときは、兄弟姉妹の法定相続分を均分する。ただし、父母の一方を同じくする兄弟姉妹（半血兄弟姉妹）の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）の相続分の2分の1とする。

# 相続税の申告

## 相続税の計算

### 1. 各人の課税価格の計算

相続や遺贈及び相続時精算課税の適用を受ける贈与によって財産を取得した人ごとに、課税価格を計算する。

### 2. 相続税の総額の計算

イ 上記1で計算した各人の課税価格を合計して、課税価格の合計額を計算する。

$$\text{各相続人の課税価格の合計} = \text{課税価格の合計額}$$

ロ 課税価格の合計額から基礎控除額を差し引いて、課税される遺産の総額を計算する。

$$\begin{aligned} & \text{課税価格の合計額} - \text{基礎控除額} (3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}) \\ & = \text{課税遺産総額} \end{aligned}$$

ハ 上記ロで計算した課税遺産総額を、各法定相続人が民法に定める法定相続分に従って取得したのものとして、各法定相続人の取得金額を計算する。

$$\begin{aligned} & \text{課税遺産総額} \times \text{各法定相続人の法定相続分} \\ & = \text{法定相続分に応ずる各法定相続人の取得金額} (\text{千円未満切り捨て}) \end{aligned}$$

ニ 上記ハで計算した各法定相続人ごとの取得金額に税率を乗じて相続税の総額の基となる税額を算出する。

$$\text{法定相続分に応ずる各法定相続人の取得金額} \times \text{税率} = \text{算出税額}$$

ホ 上記ニで計算した各法定相続人ごとの算出税額を合計して相続税の総額を計算する。

$$\text{各法定相続人ごとの算出税額の合計} = \text{相続税の総額}$$

### 3. 各人ごとの相続税額の計算

上記2で計算した相続税の総額を、財産を取得した人の課税価格に応じて割り振り、財産を取得した人ごとの税額を計算する。

$$\text{相続税の総額} \times \text{各人の課税価格} \div \text{課税価格の合計額} = \text{各相続人等の税額}$$

# 相続税の申告

## 4. 各人の納付税額の計算

上記3で計算した各相続人等の税額から各種の税額控除額を差し引いた残りの額が各人の納付税額になる。

$$\text{各相続人等の税額} - \text{各種税額控除} = \text{各相続人の納付税額}$$

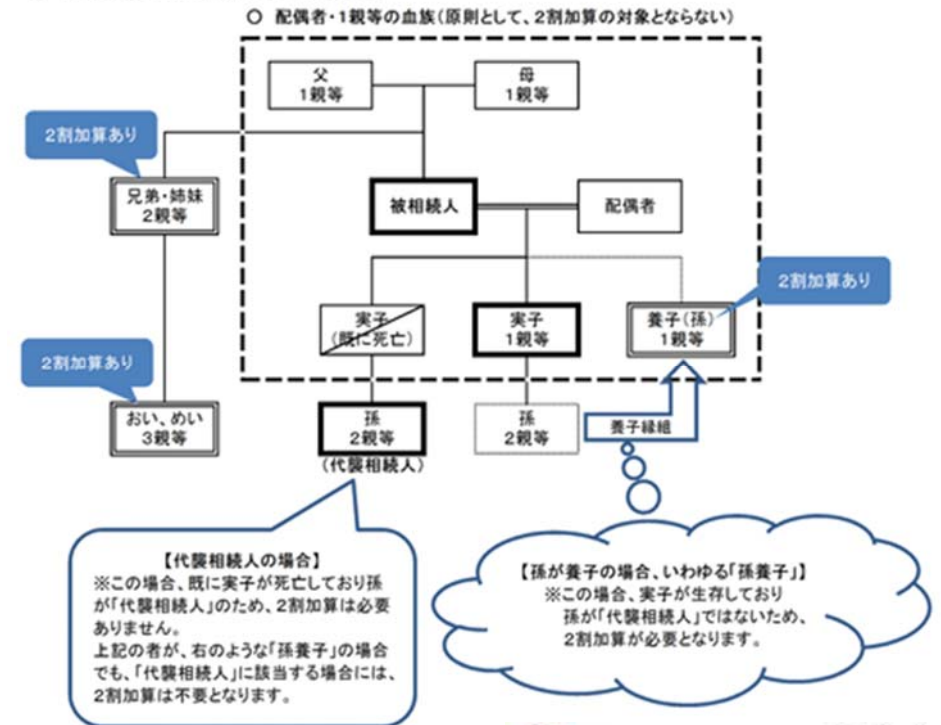
※相続税の税額控除：贈与税額控除、配偶者控除、未成年者控除、**障害者控除**  
相似相続控除、外国税額控除

## 相続税額の2割加算

相続、遺贈によって財産を取得した人が、被相続人の**一親等の血族及び配偶者以外の人**である場合には、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算される。

ただし孫以外の養子、代襲相続人である孫は2割加算の対象にならない。

### ○ 相続税額の2割加算の対象となる人



# 相続税の申告

## 成年被後見人の相続税における障害者控除の適用について（国税局HP文書回答事例より）

Q：成年被後見人である相続人は、所得税法と同様に相続税法上においても障害者控除の対象となる特別障害者に該当すると解してよろしいでしょうか？

A：成年後見制度における成年被後見人が、所得税法上の障害者控除の対象となる特別障害者に該当するとされていることからすれば、成年被後見人は、相続税法上の障害者控除の対象となる特別障害者に該当すると考えられます。

### ※障害者控除（税額控除）

次の計算で算出した金額をその相続人の相続税額から控除する。

$(85\text{歳} - \text{相続開始日の障害者の年齢}) \times 10\text{万円}$ （特別障害者の場合には20万円）

### 暦年課税による生前贈与の加算対象期間等の見直し（令和6年1月1日施行）

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続開始前7年以内（改正前は3年以内）に被相続人から贈与により取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算する。ただし、延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算されない。

贈与の時期		加算対象期間
～R5年12月31日		相続開始前3年間
R6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	R6年1月1日～R8年12月31日	相続開始前3年間
	R9年1月1日～R12年12月31日	R6年1月1日～相続開始日
R13年1月1日～		相続開始前7年間

# 贈与税の申告

## 贈与税

個人から年間110万円を超える財産をもらった場合にかかる税金。

財産をもらった年の翌年3月15日までに贈与税の申告・納付が必要。

※贈与とは、当事者一方（贈与者）が自己の財産を無償にて相手方（受贈者）に与える意思表示をし、相手方（受贈者）が受諾することによって成立する契約である。

贈与は、財産権の無償移転という点で、相続や遺贈に類似するが、相続や遺贈が被相続人（遺言者）の死亡という事実の発生によってその効力が生ずるのに対し、贈与は、当事者間の契約によりその効力が生ずる。

## 贈与税の計算

贈与税は、その年の1月1日から12月31日までに贈与を受けた財産を合計し、その合計金額から、基礎控除額の110万円を差し引いた残額に贈与税の税率を掛けて計算する。

## 贈与税の速算表

一般贈与財産用(一般税率) ※「特例贈与財産用」に該当しない場合の贈与税の計算用

基礎控除後の課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

特例贈与財産用(特例税率) ※直系尊属（祖父母や父母など）から、その年の1月1日において18歳以上の者（子・孫など）への贈与税の計算用

基礎控除後の課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円



# 贈与税の申告

## みなし贈与

次のような場合には、贈与により財産を取得したものとみなされ、贈与税がかかることがある。

- ・自分が掛金を負担しないのに、生命保険や損害保険の保険金を受け取った場合
- ・著しく低い価額で財産の譲渡を受けた場合
- ・対価を支払わないで借金の免除をしてもらった場合
- ・対価を支払わないで不動産や株券の名義を自分に変更してもらった場合
- ・返済能力がないのに親兄弟などからあるとき払いの催促なしで多額の借金をした場合
- ・親名義の建物を子がリフォームした場合
- ・親の借地に子が家を建てたとき
- ・親が借地している土地の底地部分を子が地主から買い取ったとき

## 贈与税の非課税財産

次のような場合には、贈与税はかからない。

- ・法人からの贈与によって取得した財産（一時所得として所得税課税）
- ・夫婦や親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるもの
- ・個人から受ける香典、花輪代、年末年始の贈答、祝物又は見舞いなどのための金品で、社会通念上相当と認められるもの
- ・地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人又はその人を扶養する人が心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利

# 成年後見人の確定申告

後見人が受け取る報酬

専門職が事業として成年後見業務を行っている場合	事業所得
親族等が成年後見業務を行っている場合	雑所得

所得の帰属時期 → 報酬額決定の日の属する年  
※報酬を受け取った日の属する年ではない。

消費税 → 課税対象

## 成年後見人が受領した報酬に係る収入金額の収入すべき時期について (国税局HP文書回答事例より)

Q：「成年後見人に対する報酬の付与」の申立てを行ったところ、本件後見事務に係る報酬を付与する旨の審判の告知がされたため、成年被後見人から後見事務に対する報酬を受領しました。この報酬の収入すべき時期は、当該審判の告知によってその効力が生じた時と解してよろしいでしょうか？

A：後見報酬は、その成年後見人の報酬付与申立てまでの期間に対応するものであること、並びに家庭裁判所の審判の告知によって成年後見人がその報酬を受けることができること及びその額が確定することを踏まえれば、当該審判の告知によってその効力が生じた時において収入すべき事由が生じたものとして取り扱うことが相当であると考えます。

# 定額減税と確定申告

## 定額減税の対象となる者

定額減税の対象者は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である者。

## 定額減税額（令和6年分特別税額控除の額）

基礎控除後の課税価格	所得税	住民税
本人分	3万円	1万円
同一生計配偶者又は扶養親族	1人につき3万円	1人につき1万円

## 給与と公的年金の両方で定額減税を受けている場合

支払を受けた給与等に係る源泉徴収税額と、厚生労働大臣等から支払を受けた公的年金等に係る源泉徴収税額の両方から定額減税の適用を受けていることだけをもって、確定申告の必要はない。

# 税理士への依頼

成年後見人が自身で被後見人の確定申告をしなければならないわけではない。  
→特に譲渡所得に関する申告、相続税の申告は作成書類も多く複雑であるため、税理士に申告を依頼することが望ましい。

## 税理士会の運営する成年後見支援センターの活用

全国各地の税理士会は、成年後見支援センターを開設し、税理士会員だけでなく一般市民からの成年後見制度に関する相談に無料で応じている。

### 各税理士会の成年後見支援センターの連絡先

名称	郵便番号	住所	電話番号
北海道税理士会成年後見支援センター	064-8639	札幌市中央区北3条西20丁目2-28北海道税理士会館3階	011-621-7738
東北税理士会成年後見支援センター	984-0051	仙台市若林区新寺1丁目7-41東北税理士会館	050-3533-6777
関東信越税理士会成年後見支援センター	330-0854	さいたま市大宮区桜木町4-333-13	048-796-4562
東京税理士会成年後見支援センター	151-8568	渋谷区千駄ヶ谷5-11-1東京税理士協同組合会館内	03-3356-4421
千葉県税理士会成年後見支援センター	260-0024	千葉市中央区中央港1-16-12	043-242-6323
東京地方税理士会成年後見支援センター	220-0022	横浜市西区花咲町4-106税理士会館3階	045-315-2070
東海税理士会成年後見支援センター	450-0003	名古屋市中村区名駅南2-14-19住友生命名古屋ビル22階	052-581-7474
名古屋税理士会成年後見支援センター	464-0841	名古屋市中村区覚王山通8-14名古屋税理士会ビル	052-752-5130
北陸税理士会成年後見支援センター	920-0022	金沢市北安江3-4-6	076-223-1841
近畿税理士会成年後見支援センター	540-0012	大阪市中央区谷町1-5-4近畿税理士会館2階	0120-40-7373
中国税理士会成年後見支援センター	730-0036	広島市中区袋町4-15	082-249-6229
四国税理士会成年後見支援センター	760-0017	高松市番町2-7-12	0120-883-110
九州北部税理士会成年後見支援センター	812-0016	福岡市博多区博多駅南1-13-21九州北部税理士会館内	092-433-2366
南九州税理士会成年後見支援センター	862-0971	熊本市中央区大江5-17-5	096-372-1151
沖縄税理士会成年後見支援センター	901-0152	那覇市字小禄1831-1沖縄税理士会内	098-859-6225

ご清聴有難うございました。

**税理士法人昴星**      <http://www.subaru-keiri.co.jp>

中野本社    03-3380-2411

nakano@subaru-keiri.co.jp

市川支社    047-398-2411

subaru-gyoutoku@bird.ocn.ne.jp